

# 紹介議員

国会法に基づき請願には、紹介議員の協力が必要になります。  
署名簿は下記議員事務所への持込み、または郵送にてお願いします。  
封筒には「請願書在中」と書いてください。  
(懇意の議員がおられる場合は、紹介議員になってくれるよう依頼してください。)

武田良太 (福岡 11 区 衆議院議員 自民 防衛大臣 政務官)

西川京子 (福岡 10 区 衆議院議員 自民 真保守の会)

自見庄三郎 (参議院議員 国民新党 副代表 医学博士)

## 武田事務所

〒824-0031 福岡県行橋市西宮市 1-13-39

TEL:0930-24-3005 FAX:0930-25-3095

## 西川事務所

〒802-0002 福岡県 北九州市 小倉北区 京町 2-7-7 ONOビル 1F

TEL:093-522-7800 FAX:093-522-7811

## 自見事務所

〒802-0081 北九州市小倉北区紺屋町 12-21 勝山ビル 2F

TEL:093-531-1111 FAX:093-531-1115

武田代議士には衆院可決前に問題提起をし、問題意識を強く持ってもらえました。  
防衛省の政務官、つまりは内閣側の人間ということで強い制約・制限のかかる中  
精一杯の行動をとってくれました。衆議院本会議採決に際し、抗議のため退席しました。

西川代議士は議員生命をかけ、子供たちのため国会を退席しました。「全会一致」という採決  
手法の場合、反対という選択肢は存在せず、「出席＝賛成」となってしまうからです。

反対の意を示すには退席しかなかったのです。

自見議員にも衆院可決前に問題点を指摘したパブリックコメントを提出しました。

議員が副代表を努める国民新党は、党を挙げて反対しています。参議院本会議においても

反対票を投じました。国民新党のHPにてDNA鑑定が差別には当たらないという論拠を、ユネ  
スコの例を紹介して掲示しています。

小坪慎也

※ 追加で請願書が必要な場合は、下記 URL よりダウンロードしてください。

紹介議員の項目が空白になったものも用意しています。

本面の左半分に関しては著作権を保持するものの、目的に応じた改変・再配布を許可します。

<http://samurai20.jp/>

製作・著作 (株)カウンターカルチャー  
(代)小坪慎也



# 衆議院議長 殿 参議院議長 殿

## 改正国籍法案の再改正、及び 重国籍の慎重審議を求める請願

2009年1月1日より改正された国籍法案が施行されます。

これにより一般的な社会生活(皆さんの生活)にも多大な影響があるのではないかと不安が広がっています。なぜなら社会保障費が激増する可能性があり、この財源の負担や処理は地方自治体(自分の町)だからです。結果として、市町村からの様々な社会的サービスがこれまでのようには受けられなくなることが考えられます。

具体的には、**社会保障費(生活保護費など)の大幅カット**が想定されます。日本を作ってくれたおじいちゃん・おばあちゃんの生活の保障も滞るでしょう。また**育児や若者への福祉**(子育て支援など)医療などにも多大な影響が出ると考えられます。それだけに留まらず、社会生活を営むうえで、様々な問題(文化的衝突や激しい治安の悪化)などが考えられます。

### 改正国籍法の説明

日本国籍が簡単に取得できるようになりました。

これにより「なりすましの日本人」が何十万、何百万人規模で増加する可能性が出てきたのです。偽装であった場合の罰則規定も20万円とゆるく、悪用や偽装を防止できるような審査内容とは言えません。現在、日本国籍である人には直接の関係はなく「日本人と外国人の子供」に関する改正です。

### 改正前

- ・結婚せずに外国人女性が出産(結婚している場合は日本国籍も選択可で、改正とは無関係)  
→通常、子供は母親の国籍になる(無国籍ではありません)
- ただし妊娠中に限り、日本人男性が認知した場合は、子供は日本国籍も選択できる。国際結婚をした場合には国籍は与えられてきましたし、このままで問題もないように思います。しかし、最高裁判所にて「これが憲法違反である」という判決がくだりました。そのため法律を作る機関(立法府)である国会にて、法律を変更する必要が出てきました。

### 改正後

改正により結婚しているという条件(婚姻条件)が撤廃されました。  
**外国人女性が出産した20歳未満の子**に対し、日本人男性(夫でなくても構わない)が「この子の父親です」と認知するだけで、**他国籍であった子供にも日本国籍が付与される**ようになりました。  
19歳の大きなお子さんにも付与されます。さらに最初の三年は年齢も緩和されます。この審査において**DNA鑑定などの科学的鑑定は、現在必須ではありません**。付帯決議として検討課題にとどまっています。扶養の事実確認もなく、罰則は20万円。無関係の男性による、偽装認知の防止は難しいと考えます。

未婚で出産された他国籍の子供に対して、日本国籍(および結果として社会保障)を付与するための法改正です。仮に偽装であっても見抜けるような審査とは言えず、海外から来た場合、「話せない」「仕事がない」「住む場所がない」「シングルマザーである」ため、地方自治体は生活保護とシングルマザーの手当てで**一世帯あたり月20万程度**の新たな負担が想定されます。(高齢者の年金収入は一世帯で6万5千円ほどです。)

さらに住居がないため、市営住宅などが必要となるでしょう。数が足りない場合、上記よりも生活力があると判断されれば、いまの住民には出てもらうということもあるかも知れません。実際に(一国で)十数万人規模との報道もあり、海外団体では四十万人程度と想定しています。また、新しく日本人になった者がさらに日本国籍を増やすことも可能なため最大値は不明です。

世界全体で(偽装を含み)新日本人が数百万人規模で誕生し、その多くに社会保障が必要であった場合、一人当たりの**社会保障費は大幅に減額**され今までの社会保障は受けられなくなります。**子育て支援**にも影響が出るとでしょう。医療・福祉などにもです。なぜなら同じ税金だからです。この規模になると、すでに**大規模な移民**とすら言え、職が奪われる危険性も考えられます。コンビニやラインなどの軽作業を始めて**雇用が一層冷え込む**ことが懸念されます。**すでに可決され1月1日から施行されます。いま行動せねば来年には影響が出る可能性があります。**